

以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）

2 公表資料

【施策等の案】

- ・社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）
- ・社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）説明資料



3 公表方法及び公表場所

- (1) 区のホームページへの掲載
- (2) 都市建設部まちづくり課（区役所本庁舎南館4階）での閲覧及び配布
- (3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）、政策経営課（区役所本庁舎南館9階）での配布

4 意見の募集方法

(1) 意見の募集期間

令和6年12月26日（木）～ 令和7年1月24日（金）

(2) 意見を提出できる人

- ア 本区に居住、勤務又は在学する方
- イ 本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
- ウ 施策等の案に直接的な利害関係を有する方

(3) 意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

- ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時までにご持参ください）
- イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
- ウ ファクシミリ
- エ 意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※ 「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。

※ 上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

(4) 意見の提出様式

- ・ 様式の指定はありません（様式自由）。
- ・ 「(2) 意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- ・ 題名に“パブリックコメント「社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）」への意見”とご記入ください。
※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

足立区では、区内に点在する大規模な工場跡地において良質な住宅の供給を誘導し、まちの活力源となる新たな居住者の流入を促すため、社会資本整備総合交付金交付要綱第8第1項に規定する社会資本総合整備計画（計画名称「足立区において地域特性に応じた都市・まちを計画的につくる」）を平成22年度から5年毎に策定し、道路や公園等の社会資本の整備その他取り組みについて、交付金の交付を受けております。

令和6年度は、令和2年度からの計画の最終年度であるため、「社会資本整備総合交付金要綱」に基づき、実現状況等について評価（事後評価）を行います。

実施に当たり、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、第三者のご意見をお伺いしたく、「社会資本総合整備計画 事後評価書（素案）」について、意見募集を行います。

6 意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期 公表予定時期【令和7年1月末頃】

- ・ いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- ・ なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【 施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先） 】

足立区都市建設部まちづくり課中部地区係

住所：〒120-8510 足立区中央本町1-1 7-1（区役所本庁舎南館4階）

電話：03(3880)5346 FAX：03(3880)5605

電子メール：senju-machi@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館9階）

電話：03(3880)5811 FAX：03(3880)5610

電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp